

第 5 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和7年2月25日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和7年2月25日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第14号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)

報告第1号 専決処分の報告について

出席委員(7人)

委員長 高島和男  
副委員長 堤泰之  
委員 溝口幸治  
委員 西聖一  
委員 岩本浩治  
委員 本田雄三  
委員 杉 篤ミカ

欠席委員(1人)

委員 藤川隆夫

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下山 薫  
政策審議監 欽本 亮太  
医 監 池田 洋一郎  
長寿社会局長 篠田 誠  
子ども・障がい福祉局長 永野 茂  
健康局長 椎場 泰三  
健康福祉政策課長 入田 秀喜  
健康危機管理課長 弓掛 邦彦  
高齢者支援課長 久保田 健二  
認知症施策・

地域ケア推進課長 永野 千佳

社会福祉課長 富安 智詞

首席審議員

兼子ども未来課長 竹中 良

子ども家庭福祉課長 中村 寿克

障がい者支援課長 高三 晋

医療政策課長 笠 新

国保・高齢者医療課長 浦田 武史

健康づくり推進課長 小夏 香

薬務衛生課長 境 啓満

病院局

病院事業管理者 平井 宏英

総務経営課長 米田 健人

事務局職員出席者

議事課主幹 荒木 洋  
政務調査課主幹 内布 志保美

午前9時59分開議

○高島和男委員長 ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 健康福祉部の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回の委員会では、補正予算として、健康福祉部が2議案、病院局が1議案の計3議案、報告が1件の審議をお願いしています。

健康福祉部の補正予算では、議案第1号、令和6年度熊本県一般会計補正予算におい

て、総額62億2,000万円余を計上しております。

内訳、83億円の減で145億円の追加という形で、合計62億円余という形でございます。

その追加しているものの主な内容についてでございますが、国への経済対策への対応として、介護・福祉現場で働く職員の収入の引上げに要する経費、生産性の向上に資する取組を進める医療機関等への支援に要する経費、物価高騰の影響を受ける医療、介護、保育施設等への支援に要する経費などを計上しております。

さらに、議案第14号、令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算において、国民健康保険財政安定化基金積立金の増額を含む総額40億5,000万円余を計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の令和6年度の補正後の予算総額は、3,737億6,000万円余となります。

また、報告関係につきましては、報告第1号、専決処分の報告について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案第1号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

令和6年度2月補正予算関係について、主な内容を御説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費です。

右側の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費は、当初予算において、昨年1月1日時点の職員数及び給与額を基に計

上しておりますことから、その後の人事異動等に伴う補正をお願いするものでございます。

健康福祉部各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましては、同様の趣旨でございますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、4、社会福祉諸費については、いずれも事業費の所要見込額の減額によるものです。

その下、3ページの(5)福祉総合情報システム運営費につきましては、国が進めるシステム標準化に伴う改修について、当初のスケジュールを見直したことにより減額となっております。

(6)住まいの再建支援事業につきましては、県が直接実施しております自宅再建の実施助成等の支援策について、今年度中の申請見込額を踏まえた減額となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

最下段の災害救助費です。

説明欄の2、災害救助対策費の(1)災害救助事業については、応急仮設住宅関連経費に係る所要見込額の減によるものです。

(2)避難所生活環境改善緊急整備事業は、今回の国の経済対策を活用した避難所の生活環境改善のために必要な資機材購入に要する経費で、これにつきましては、併せて繰越明許費の設定も後ほどお願いさせていただいております。

その下、5ページの3、国庫支出金返納金につきましては、災害救助費国庫負担金の交付額確定に伴うものでございます。

下から2段目の保健環境科学研究所費の減額は、主に電気設備工事の入札残によるものです。

続きまして、7ページをお願いいたします。

こちらは、繰越明許費の設定でございます。

先ほど4ページで御説明いたしました避難所生活環境改善緊急整備事業について、繰越しをお願いさせていただいております。

次に、8ページを御覧ください。

こちらは、債務負担行為の設定でございます。

保健・医療・福祉関係業務については、部内各課の委託業務のうち、年度内に契約事務を進め、4月から業務を開始する必要があるものについて、追加で債務負担行為を設定するものでございます。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

説明欄の2の国庫支出金精算返納金でございますが、令和5年度分の国庫補助金の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、中段の予防費でございます。

説明欄1の(1)の感染症予防事業費でございますが、新興感染症対応に係るシステム運用保守経費の増額分を計上しております。

次に、(2)の新型コロナワクチン接種体制支援事業と(3)の新興感染症対応力強化事業でございます。

こちらは、事業実績見込みを踏まえた減額及び国が補助メニューを変更したことに伴う財源更正でございます。

次に、下段の食品衛生指導費でございます。

説明欄1の食品営業監視事業及び次の10ページの2の(2)のと畜検査整備事業(食肉衛検分)でございますが、いずれも事業実績見込みを踏まえた減額でございます。

次に、同じく10ページ、下段の環境整備費でございます。

説明欄1の動物愛護推進事業でございます

が、こちらにも事業実績見込みを踏まえた減額でございます。

11ページをお願いいたします。

こちらは、繰越明許費の補正でございます。

公衆衛生費の新興感染症対応力強化事業につきまして、1億3,576万円余を繰り越すこととしております。

これは、新興感染症が発生、蔓延した場合に速やかに対応できるようにするため、あらかじめ県と協定を締結する医療機関で行う施設や設備の整備に対する補助であり、年度内に事業が完了しないと見込まれる施設整備分について繰り越すものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○久保田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

12ページをお願いいたします。

上段、社会福祉総務費の右側説明欄1、社会福祉諸費の介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(経済対策分)は、修学資金等の貸付けを行う県社協に対して補助するものでございまして、必要な財源が県社協内に十分確保されていることから減額するものでございます。なお、事業の実施には支障ございません。

下段の老人福祉費の2、高齢者福祉扶助費の(1)軽費老人ホーム事務費補助事業は、介護職員等の処遇改善に向けまして、補助対象となる軽費老人ホームの利用料の事務費について、改定、引上げを行ったことに伴う増額でございます。

(2)看護・福祉職員等処遇改善推進事業(介護分)(経済対策分)は、国の経済対策を受けまして、介護職員の収入の引上げ等を支援するものでございます。

13ページをお願いいたします。

下段、老人福祉施設費の1、老人福祉施設整備費の(1)介護基盤緊急整備等事業と14ペ

ージの(3)介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業、(4)老人福祉施設整備等事業(非常用自家発電設備整備等事業分)は、事業者による整備の見送り等によりまして減額補正を行うものでございます。

また、このページの(4)と同名の事業が、前の13ページの最下段にございます。

これは、来年度に向けまして、高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備等への支援を、国の経済対策を活用して実施するものでございます。

1ページ飛びまして、15ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

施設整備、設備整備のために相当の期間を要する事業ですとか、国の経済対策を活用する事業につきまして、令和6年度中の事業完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

上段、社会福祉総務費の右側説明欄の国庫支出金返納金ですが、令和5年度に実施した国庫補助事業の額の確定に伴う返納金でございます。

次に、下段の老人福祉費の主なものを御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費についてですが、(3)認知症疾患医療機能強化事業は、認知症専門医等養成のために、認知症疾患医療センターへ支援を行うもので、所要見込額の減により減額補正するものです。

説明資料の17ページをお願いいたします。

(9)物価高騰対策事業(高齢者施設分)は、物価高騰の影響を受ける高齢者施設などへの支援に要する経費でございます。

なお、当課のほか、同様の事業を行う課に

も予算の計上がありますが、同様の趣旨でございます。

(10)認知症基本法理解促進事業は、認知症施策推進計画を今後策定するに当たり、認知症御本人の意見を計画に反映させるため、御本人の意見を丁寧に聴く場の設置支援や御本人や御家族、関係団体とともにつくる認知症啓発イベントなどの実施に要する経費でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

(11)生産性向上・職場環境整備等事業(訪問看護ステーション分)は、新たな国の事業で、生産性向上や職場環境整備に取り組む訪問看護ステーションへ支援を行うものでございます。

次に、説明欄の3、介護保険対策費についてですが、(3)介護給付費県負担金交付事業、(4)地域支援事業交付金交付事業、それから、次のページ、19ページをお願いいたします。(6)第1号保険料県負担金交付事業は、介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金等で、いずれも市町村の所要見込額の減に伴い、減額補正するものです。

次に、4、介護保険財政安定化基金積立金についてですが、介護保険財政安定化基金事業は、介護保険法に基づく介護保険財政安定化基金の償還金及び運用利息の積立てに要する経費ですが、運用利息の増に伴い、増額補正するものです。

続きまして、説明資料の20ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました物価高騰対策事業(高齢者施設分)、生産性向上・職場環境整備等事業(訪問看護ステーション分)、認知症基本法理解促進事業の3事業につきましては、国の物価高騰対策を受けて、2月補正で予算要求しておりますが、年度内に事業が完

了しないことが見込まれるため、追加で繰越しの設定をお願いするものでございます。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上でございます。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

2月補正予算の主なものについて御説明いたします。

上段の社会福祉総務費の右側説明欄の2、社会福祉諸費についてですが、これは、物価高騰を踏まえた生活者への支援策としまして、生活困窮者の支援を行う団体、社会福祉協議会等の活動経費について助成するものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

生活保護総務費の右側説明欄の1、生活保護事務費の(3)についてですが、先ほど認知症施策・地域ケア推進課が説明しました物価高騰対策事業の救護施設分となっております。

その下の4、国庫支出金返納金についてですが、うち7億円は、県社会福祉協議会が新型コロナ対策として実施しました生活福祉資金の特例貸付けにつきまして、令和5年度までの償還金収入を国に返還するものでございます。残額は、国庫負担金等の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

これは、救護施設分の物価高騰対策事業が年度内に完了しないことが見込まれるため、繰越明許費の追加を行うものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

これは、生活困窮者支援を行う団体の事業が年度内に完了しないことが見込まれるため、繰越明許費の変更をお願いするものでございます。

社会福祉課の説明は以上でございます。

○竹中子ども未来課長 子ども未来課です。

主なものを説明いたします。

25ページをお願いいたします。

右の説明欄の2段目、1、児童健全育成費の(3)児童健全育成事業(運営費)についてですが、令和6年度の国庫補助基準単価の新設の内容が当初予算編成後に明確になったため、交付申請の状況に合わせて増額補正するものです。

その下の(4)放課後児童クラブ施設整備事業ですが、内示後の辞退や事業未実施により減額するものです。

ページ飛びまして、27ページをお願いいたします。

こちらの右の説明欄の3、国庫支出金返納金ですが、令和4年度事業、令和5年度事業の国の交付確定に伴い、国へ返還するものです。

28ページをお願いします。

こちらの1段目の1、児童扶助費の子どものための教育・保育給付費については、主な理由としては、施設型、地域型保育給付費の県の負担金が人事院勧告に合わせて増額となるため補正するものです。

その下の1、市町村保育施設運営費補助、(1)特別保育総合推進事業については、主な理由としては、医療的ケア児保育支援事業において、突発的対応のため、待ち受け的に予算措置していたものの、執行見込みを踏まえて減額するものです。

29ページをお願いします。

こちらの真ん中の3、子ども医療費についてですが、子ども医療費助成事業の実績が当初の見込みを下回ることによる減額です。

その下の1、私学振興助成費の(2)の教育支援体制整備事業についてですが、主な理由としては、私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業について、国庫補助金の内示額の減及び事業実施の減により当初見込みを下回るため、減額するものです。

30ページをお願いします。

一番下の(6)就学前教育・保育施設整備事業(幼型・経過措置分)についてですが、整備を予定していた幼稚園が物価高騰などにより整備計画を見直したことにより減額するものです。

31ページを御覧ください。

次に、繰越明許費補正の追加分について御説明します。

この一番右の備考欄の給食費支援事業についてですが、国の補正予算分について今定例会において予算計上するものであり、予算執行が困難なため、令和7年度へ繰り越すものです。

32ページをお願いします。

次に、繰越明許費補正の変更分について御説明します。

備考欄の上段の2ポツ目、出産・子育て応援交付金事業の出産・子育て応援給付金、これは、妊娠時5万、出産時5万円を支給するものですが、これについて、当初予算で計上していた予算の一部と今定例会において予算計上するものについて令和7年度へ繰り越すものです。

下段の妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業についてですが、国の補正予算において、出産時の助成だけでなく、妊婦健診への交通費の助成が追加され、今定例会において予算計上するものがあり、今年度の予算執行が困難なため、令和7年度へ繰り越すものであります。

子ども未来課は以上です。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料33ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、2段目、児童福祉総務費です。

右側の説明欄2、(4)子育て家庭支援事業は、市町村が実施する事業に対し補助を行う

ものです。今年度の最終的な所要額の調査を行いまして、2,100万円余の減額をお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

説明欄3、国庫支出金返納金は、令和5年度事業の額の確定に伴う返納金です。

2段目、児童措置費の説明欄1、児童扶助費は、児童養護施設等及び里親委託に係る措置費について、国の単価見直しを見据えて2億6,300万円余の増額をお願いするものでございます。

説明資料35ページをお願いいたします。

母子福祉費の説明欄1、(1)ひとり親家庭等支援事業と(3)の子どもの貧困対策推進事業は、物価高騰の影響を受けるひとり親家庭への支援を行う団体や子供支援を行う子ども食堂等に対して行う助成経費につきまして、それぞれ増額をお願いしております。

37ページをお願いいたします。

前のページから、児童福祉施設費の説明となっております。

説明欄4、(1)児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業費補助は、県の社会福祉協議会が行う児童養護施設等の入退所者の自立に必要な貸付事業の原資に対する助成でございます。

(3)物価高騰対策事業及び(4)児童相談所等におけるICT化推進事業は、そこに記載のとおり、児童養護施設等に対する助成経費につきまして、それぞれ増額をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

繰越明許費につきまして、2億8,500万円余の追加設定をお願いするものでございます。

その主なものは、備考欄の中段、清水が丘学園整備事業で、ハード整備の一部の執行が年度内に完了しないことが見込まれるため、繰り越すものでございます。

その他の事業につきましては、国の経済対策に伴うもので、全額繰越し設定をお願いし、4月以降の執行を予定しております。

子ども家庭福祉課の説明は以上でございます。

○高三瀧障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

39ページを御覧いただきます。

障害者福祉費でございます。19億894万円余の増額をお願いしております。

説明欄1、(2)を御覧いただきます。

障害福祉サービスの負担金、所要額の増額ということで、これは負担金の増額でございます。5億2,656万円余の増額をお願いしております。

次に、2の障がい者福祉諸費につきまして、次のページ、(5)を御覧いただきます。

看護・福祉職員等処遇改善推進事業(障害分)でございます。経済対策のところでは載せているところでございます。

次の41ページを御覧いただきます。

説明書き、下のほう、3の(2)のところでございます。

障害者福祉施設の整備費ということで、6億5,242万円余をお願いしているところでございます。

次のページ、お願いをいたします。

4の国庫支出金返納金のところでございます。

(1)から(4)まで、合計で3,230万円余の増額を行います。

令和4年、令和5年の国庫負担金の額の確定に伴いまして、返納金が生じたものでございます。

説明欄の5を御覧いただきます。

重度心身障害者の医療費でございます。

この重度心身障がい者医療費助成を行う市町村に対します助成でございます。所要額の減によりまして、1億3,402万円の減額をさ

せていただこうかと思っております。

次の43ページを御覧いただきます。

中段でございます。児童措置費1億8,043万円余の減額をお願いしております。

主なものといたしまして、説明欄1、児童扶助費の障害児の施設給付費等の支給、障害児の施設措置事業、入所や通所に係ります県の負担金でございます。所要額の見込み減によりまして、2億5,296万円余の減額をお願いしております。

次の国庫支出金返納金でございます。

7,253万円でございますけれども、国庫負担金の額の確定に伴いまして返納をさせていただこうかと思っております。

次の44ページを御覧いただきます。

精神保健のところでございます。9,174万円余の増額をお願いしております。

説明書きの2の(1)から(3)、増額を行います。

負担金額の確定によりまして返納額が生じたものでございます。

次の45ページをお願いいたします。

繰越明許費の関係でございます。

年度内に完了が見込めない障がい者福祉施設整備費、あるいは経済対策として取り組みます看護、福祉職員等の処遇改善の事業につきまして、社会福祉費と児童福祉の関係で、22億1,537万円余の追加設定をお願いするのでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の46ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費ですが、説明欄1、保健医療推進対策費の(2)小児医療対策事業は、国庫補助金の内示減に加えまして、国の経済対策に対応し、入院中の子供の付添いをする家族の環境改善のため、簡易ベッドや寝

具、家族の食事のための調理器具等を整備する医療機関に対して行う助成を含んだものになります。

次に、その下、(3)は、こちらも国庫補助金の内示減を含んでおりますので、全体として減額になっておりますが、国の経済対策に対応し、電子処方箋を導入する医療機関に対して行う助成を含んでいるものになります。

47ページは、全て実績見込みを踏まえた所要見込額の減によるものですので、48ページをお願いいたします。

(16)物価高騰対策事業(医療機関等分)は、先ほど認知症施策・地域ケア推進課から御説明をいたしました物価高騰対策事業を医療機関等に対して行うものになります。

次のページ、49ページをお願いします。

(18)生産性向上・職場環境整備等事業(医療施設分)は、国の経済対策に対応しまして、ICT機器の導入等による業務の効率化など、生産性向上に資する設備導入を行う医療機関に対して助成を行うものです。

次に、2の母子医療対策費のうち、(2)産科・小児科医療確保事業は、国の経済対策に対応しまして、地域における周産期、小児医療提供体制の確保のため、患者数が減少している産科、小児科医療機関等の運営費に対して助成を行うものになります。

ページをおめくりいただきまして、50ページをお願いいたします。

下段、医務費の説明欄2、歯科行政費の災害時歯科保健医療提供体制整備事業(R6経済対策分)は、国の経済対策に対応しまして、災害時に、避難所において歯科医療または口腔ケア等、歯科保健活動の提供に必要な車両及びポータブルユニットなどの設備整備についての助成になります。補助事業者としましては、県の歯科医師会を想定しているところでございます。

51ページお願いいたします。

以上、増減を合わせまして、医療政策課と

して、総額10億177万円余の増額補正をお願いしているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、52ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正について御説明をいたします。

医薬費で、災害時歯科保健医療提供体制整備事業について、追加設定をお願いしております。

また、53ページに移りまして、公衆衛生費で、小児医療対策事業ほか4事業の変更設定をお願いしているところでございます。

これらの6事業のうち、53ページのほうのポツの2つ目、医療施設等施設・設備整備費につきましては、災害拠点病院等の施設整備における資材入手難による繰越しが一部含まれておりますけれども、それ以外の部分につきましては、先ほど補正予算の御説明の中で触れさせていただいております国の経済対策に対応した事業でございまして、年度内の執行が困難なため、翌年度への繰越しをお願いしているものでございます。

医療政策課の説明は以上でございます。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

補正予算の主な事業について御説明いたします。

資料は、54ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費につきまして、減額補正をお願いしております。

減額の主な理由は、説明欄の2の国民健康保険制度安定化対策費の国民健康保険保険基盤安定等負担金につきまして、低所得世帯等の保険料軽減に要する負担金でございしますが、対象となる被保険者数が当初見込みを下回ったためでございます。

次に、公衆衛生総務費について、減額補正をこちらもお願いしております。

減額の主な理由は、説明欄1の後期高齢者

医療対策費の(1)後期高齢者医療給付費負担金と(2)後期高齢者医療高額医療費負担金について、いずれも給付額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険法に基づく法定の負担金として国保特別会計に繰り出すものでございますが、医療給付費等の当初見込みを下回ったことによる減額補正をお願いするものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料56ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

右側説明欄の2、健康づくり推進費、この(1)歯科保健推進事業から(5)の地産地消をはじめとした食育の推進事業まで、いずれも事業実績を踏まえまして所要見込額の減に伴う減額でございます。

次の説明欄の3、原爆被爆者健康診断費、こちらも所要見込額の減に伴う減額でございます。

57ページをお願いいたします。

4の原爆被爆者特別措置費、こちらは、被爆者の各種手当となりますが、こちらも所要見込額の減に伴う減額でございます。

5の国庫支出金返納金につきましては、令和5年度の国庫補助金の額の確定に伴う精算返納金でございます。

真ん中の段の予防費です。

こちらは、ハンセン病事業費になりまして、こちらも所要見込額の減に伴う減額でございます。

次の国民健康保険事業特別会計繰出金につきまして、こちらは、市町村が実施する事業に対する負担金でございますが、市町村の所要見込額の減に伴う減額でございます。

健康づくり推進課の説明は以上です。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料は、58ページからになります。

主なものについて御説明いたします。

上段の公衆衛生総務費、右側説明欄1、保健医療推進対策費の臓器移植院内コーディネーター連携構築事業は、臓器移植院内コーディネーターの養成に要する経費でございますが、当初の見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

薬務費の右側説明欄2、薬務行政費におきまして、(1)かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業は、かかりつけ薬剤師、薬局を推進するための薬局機能強化及び県民への普及啓発等に要する経費でございますが、当初の見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

(2)骨髄移植ドナー助成支援事業は、骨髄ドナー助成を実施する市町村に対する助成でございますが、当初の見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

次に、資料60ページをお願いいたします。

(5)電子処方箋の活用・普及促進事業は、電子処方箋を導入する薬局に対する助成であり、国の経済対策を受けたものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。

国の経済対策でございます物価高騰対策事業及び電子処方箋の活用・普及促進事業が年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、お願いするものでございます。

また、62ページをお願いいたします。

こちらも、国の経済対策である物価高騰対策事業が年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、お願いするものでございま

す。

薬務衛生課の説明は以上になります。

○高島和男委員長 次に、議案第14号の説明をお願いします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の63ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の補正予算についてでございます。

国民健康保険運営費につきまして、主なものを御説明いたします。

説明欄2の社会保険診療報酬支払基金納付金でございますが、介護納付金や後期高齢者支援金など、支払基金に対して支払う納付金が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

また、説明欄3の財政安定化基金積立金でございますが、昨年度の決算剰余金を基金へ積み立てることによる増額でございます。

続きまして、飛びまして、65ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

情報処理関連業務としまして、国民健康保険総合システムの回線使用料につきまして、3月中に契約を行う必要がございますので、債務負担行為の設定をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料の66ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

右側の説明欄の1、健康づくり推進費の(1)国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防対策や特定健診未受診者対策に要する経費で、所要見込額の減に伴う減額でございます。

(2)国庫支出金返納金につきましては、令

和5年度の国庫補助金の額の確定に伴う精算返納金でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、報告第1号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課です。

説明資料の70ページをお願いいたします。

職員による交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件の報告でございます。

内容につきましては、71ページの資料で御説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

昨年10月に葦北郡津奈木町で発生いたしました物損事故について、相手方との示談交渉の結果、損害賠償額9万8,285円を支払ったものでございます。

事故の状況ですが、芦北地域振興局保健福祉環境部の職員が、公用車で津奈木町の道幅の狭い道路を徐行中、対向車線側に駐車中の相手方車両に接触し損傷を与えたもので、生じた損害については、県の負担とすることで示談が成立いたしております。

幸い、相手方にけがはなかったものの、改めて、職場内での注意喚起や規範意識の醸成に努めるなど、交通事故、交通違反等の防止に向けた取組のさらなる強化を図ってまいります。

健康福祉政策課は以上でございます。

○高島和男委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、平井病院事業管理者。

○平井病院事業管理者 病院局でございます。着座にて失礼いたします。

今回提出しております議案第19号、令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)の概要につきまして御説明いたします。

資料は、67ページとなります。

まず、収益的収支では、収入で7,700万円余、支出で1億1,500万円余の減額補正をお願いしております。

補正予算の主な内容についてでございますが、患者数が見込みを下回ったことによる収入の減額、支出については、職員給与費の執行見込みの減及び事業実績に伴う委託料の減等によるものでございます。

この結果、補正後の収益的収支の収入総額は15億6,400万円余、支出総額は15億7,300万円余となっております。

また、このほか、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、今回の議案の概要でございます。

詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案第19号の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 総務経営課でございます。

資料の68ページをお願いいたします。

説明欄1の(1)給与費でございますが、これは、当初予算後の人事異動等に伴う減額でございます。

(2)の材料費につきましては、薬品費の執行見込みの減でございます。

(3)の経費につきましては、委託料の執行見込みの減等でございます。

続きまして、69ページをお願いいたしま

す。

こころの医療センターの業務のうち、令和7年4月1日から業務を行う必要がある庁舎等管理業務で700万円余及び医療情報システム保守等の情報処理関連業務で1,200万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

病院局の説明は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 4ページの健康福祉政策課、経済対策分で避難所生活環境改善緊急整備事業ということで、必要な資材購入ということですけども、これは、そもそも、うちは地震も経験したり、豪雨災害も経験しているので、必要なものというのは把握できていると思うんですけども、その必要なものって、何か計画なのか、何かアクションプランとかそういうのがあって、その中から、こういう経済対策とか基金とかで順次整備していくんだらうと想像しますけれども、必要なもののうちの、今回どれぐらいがそろって、あとどれぐらい足りないのかということがあるのかどうか。それとも、それは、基金でずっと順次補充しているので、足りないものはないという考え方なのか、そのあたりのちょっと大まかな仕組みを教えていただきたい。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

質問ありがとうございます。

今回の生活環境改善ということで、避難所の備蓄関係がその主な対象になっているんですけども、もともと、国のほうで避難所の生活環境に関する取組指針というのがございまして、先般の能登半島地震におきまして、災害関連死とかもかなり多かったというのもありまして、その指針が見直されたところでございます。

一般的な備蓄については、食料とか水というのがございますが、今回、取組指針の中で見直された主なものは、生活環境のよりよい形成をするということで、例えば、快適なトイレの確保ですとか、あるいはベッドとかプライバシーの確保、それから温かい食事を提供するとか、そういった今までの避難所では最低限ということで備蓄が考えられていたものを、できるだけ簡易ベッドを持つとか、ある程度の余裕のあるスペースを持つとかという考え方が取り入れられたところでございます。

今回、委員のほうから御質問がありました備蓄の関係につきましては、国の指針に基づいて、県のほうでも、こういった物ということで、物品についての取扱いというのはお示ししているんですけども、数量については特に示したものはございませんでした。

一つの目安になるのが、県の防災計画の中にございます布田川とか日奈久断層の地震が起きたときに、最大避難者数というのが大体15万ぐらいの避難者数が見込まれているところがありまして、そういったのを一つの目安にいたしまして、特に避難所に来られる方というのは、建物被害が大きい方々になりますので、そういった方々を大体約5万ぐらい推計しております。その5万について、今回備蓄品がどのくらいあるかというので、ちよっ

と目安を立てたところでございます。

先般1月に、国のほうから、各自治体においてどのくらいの備蓄があるのかという調査がありまして、それが初めて公表されたのがありまして、それを見ると、先ほど申し上げた食料とか水については、生理用品とかも含めてなんですけど、そういったものは十分足りているという状況が見取れております。

ただ、申し上げたようなトイレとかベッド、それから、食料を提供するための——今回購入させていただく予定としております炊き出しセットとか、そういったものについては、ほぼほぼ充足していないという状況が見取れております。

なので、我々といたしまして今回購入させていただくものとしては、炊き出しセットが25セット、僅かであるんですけども、そういったのと、あとは簡易ベッドで2,000個、それからパーティションで2,000個ということで——あと、トイレについては、環境生活部のほうで確保いたしますので、そういった部挙げて市町村で保有すべきものの数を補完する形で、県のほうでは保有したいというふうに考えています。

市町村のほうではどうかといいますと、大体先ほど申し上げた5万の最大避難者数に対して、今回、市町村のほうで申請したいというふうに数を上げているのが大体2万個ほどというのが出てまいりました。これで、ようやく必要数の半分ぐらいを満たすのかなというところで考えております。

今回が最初の購入になりますので、また経済対策があろうがなかろうが、今後必要な部分については確保していきたいというふうに考えております。

まずは、目安の5万人の収容に対しての半分をめどに、今回確保していくような形になっております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 入田課長の完璧な説明で安心しましたけれども、恐らく南海トラフとか可能性が高まっているという報道もありますけれども、南海トラフのときも、以前あったときには熊本も揺れていると、特に南のほうは揺れているという、今、県立図書館にある藩政文書では、しっかり書いてあるんですよ。

だから、やっぱり備えることが大事だと思いますので、今、課長の説明を聞いて安心しましたけれども、常にやっぱり備えるようにということと、炊き出しセットとかは、やっぱり使ってみないと駄目だなあと思うので、そういう何か実践というか、そういうのもぜひ検討をされながらお願いしたいというふうに思います。

私から以上です。

○入田健康福祉政策課長 すみません。せっかく溝口委員のほうから最後に御提案いただきましたので、補足で御説明させていただきますが、今回の経済対策分というのは、単なる有事のための備蓄だけではなくて、平時の活用もセットで考えられております。なので、今回購入いたします炊き出しセットとか、あるいは簡易ベッドとかというのは、今後訓練等で活用させていただいて、実際に使えるものかどうかというのもしっかり検証させていただくということをセットで考えている事業となっておりますので、引き続き、そちらについても、しっかり取り組ませていただきたいと思います。以上です。

○高島和男委員長 ほかに。

○西聖一委員 9ページ、新型コロナワクチン接種体制支援事業、減額で、最近落ち着いているから不要になったということはよく分かるんですけども、何か周りに聞いてみる

と、6回接種しても初めてかかったというのは結構多いですし、打たなくてもかかってないという人もいますが、これからコロナワクチンの接種体制をどんなふうに考えているのかなあというのと、国はいっぱい打ってくださいというのはあるけれども、あくまでも希望ですよという言い方ですね。

それと、11ページは、同じ関係で、コロナワクチンだけじゃなくて、新興感染症対応でインフルエンザとかも入ってくるんでしょうけれども、施設整備費ということでしたけれども、具体的にどんな施設整備に対して補助するのかをちょっと教えてください。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

御質問ありがとうございます。

まず、1点目のコロナワクチンの接種体制支援事業の減額でございますけれども、まず、中身を説明させていただきますと、こちらの令和5年度分の国庫補助金が残った分を返納する分でございます。

ちなみに、令和5年5月8日に5類移行になりまして、基本的に通常の体制に戻っておりますけれども、予算としましては、年度分の予算を確保しておりました。その分が余っておりますので、今年度、国の指示の下、このタイミングで返納するというものでございます。

ワクチンの接種についてですけれども、医師会等と話す中でも、ワクチンの接種というのは非常に有効だというふうに折々に話っております。あわせて、各医療機関と意見交換する機会ございますけれども、同様の意見が多く出ております。

ただ、一方で、ワクチンに対する懸念というの、お持ちの方もおられますので、県としましては、ワクチンの有効性というの、国の資料を基にPRしながらも、副反応があるとか、もしくは健康被害が出たときにこう

いった救済制度があるというのをセットで周知するように努めております。

2点目の施設整備でございます。

こちらは、県のほうで、新たな感染症危機に備えて病床の確保とかそういったものの医療措置協定というのを今進めております。その措置協定を締結したところを対象に、病室、個室病床の整備とか病棟の整備、もしくは防護具等の保管施設の整備、こういったものをする医療機関に対して補助を行うものがございます。

以上でございます。

○西聖一委員 前半はよく分かりました。後半の病床、病室の整備も分かるんですけども、一方では、その病床を減らさないと補助金は出しませんよというような報道も聞こえてくるんですけども、ちょっと相反しているところあるんですけども、感染症は、いつあるか分かりませんけれども、そういう不測に対する、危機管理に対する増床という考えもあるってことですか。

○弓掛健康危機管理課長 この分の病室につきましては、あくまでも新たな感染症対策をするための整備になりますので、新たに増床するというよりは、既存のものを活用するという方向かと思えます。

○西聖一委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございました。

高齢者支援課のほうで、ちょっと教えていただければと思います。

資料は、13ページ、14ページですけども、老人福祉施設の自家発電関係の減額とい

うふうになっている。これは、対象になっているところで、やはり何かの理由があって今回は見送ったというふうな事象になられるんでしょうか。その具体的なちょっと御説明と、また、教えていただければと思います。

○久保田高齢者支援課長 こちらは、非常用自家発電設備等の整備につきましては、事業者のほうからも——まずハード整備の関係につきましては、やっぱり建築物価の高騰の影響で事業費がかさんだというところで、その事業を見送ったということもございます。

あと、こちらの自家発電設備等につきましては、従前の補助金では事業者の負担がなかったんですが、今回の補助金では、その補助スキームの中、国庫補助が当たっているんですけども、自己負担が必要になってきたものですから、もともと事業募集の段階では、そこを自己負担ないと思われて手を挙げられて、自己負担が必要だというところで、ちょっとやっぱり今回は見送るといったそういった事業者さんもございます。幾つかの理由によりまして、事業費のほうを減額させていただいているというところでございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

先ほど溝口委員からもありましたけれども、様々な災害が想定される中において、やはり老健施設へのそういうリスクというのが大きいものがありますので、自己負担が今回からあるということで、想定と違っていたというふうな部分があったということなんですよ。であれば、やはり具体的に説明をされながら、これは、推進をしていくように、ぜひお願いをしたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○久保田高齢者支援課長 委員の御指摘のとおり、今年度分につきましては、従前とスキームが変わったものですからこういった形で

はあったんですけども、先ほど資料の説明の中でも御説明させていただいたんですが、例えば、非常用自家発電設備につきましては、6年度分は減額しておりますけれども、13ページの最下段のところ、こちらのほうは、今年度の経済対策を活用しまして、これを繰り越しまして来年度整備していきたいと思っておりますので、そういった必要な予算はしっかりと確保しながら、事業者さんたちの施設整備をお手伝いさせていただきたいと思っております。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩本浩治委員 17ページ、認知症施策・地域ケア推進課の(10)認知症基本法理解促進事業ということで、法理念に基づく普及啓発ということですが、ちょっとどういう部分か教えていただければと思います。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

御質問いただきました(10)の認知症基本法理解促進事業の内容ということでございますが、昨年1月に認知症基本法が施行されまして、この中では、新しい認知症観という考え方が新たに打ち出されまして、これは、認知症になっても何も分からなくなるわけではなく、それぞれお一人お一人がまだまだやれることがある、やりたいことがあるということで、認知症の方も自己決定をしながら、自分で治療とか、地域での生活とかも決定をしながら人生を歩んでいくということ、地域全体で支え合いながら進めていくという考え方でございますが、こういった基本法の法的理念とか、また、その中で認知症の御本人の御意見とか、御家族のお考えとか、そういったものもしっかり聞きながら、施策を一つ一つ進めていくようにというふうな考え方がござ

います。

こういったものを地域の中で御理解いただくための取組に対して、国が10分の10の補助を行うというものでございます。

私どもとしましては、これに伴いまして、御本人の御意見を聴く場の設置であるとか市町村が場を設置する場合には、これを御支援していくとか、そういったことを考えております。

また、今後認知症の計画を県でもつくってまいりたいと思っておりますので、それに伴う準備の経費としたいと思っております。

以上です。

○岩本浩治委員 認知症の方の、本人の意見を聴くと。家族の御意見は分かりますけどね。そして、これに伴う県の普及啓発をどう進めていくかということをやちょっと聞きたかったんですけども、認知症になりました御本人の——なかなか分からないんですよ。

私も認知症を入れとる介護事業所やっておりますけれども、これは、どうやって本人の意見を聴くのかなという迷いがありましたし、県がどうやって市町村に進めていくのかなというのはちょっと感じましたもんですから、その点を市町村分かっているのかなと思って、ちょっと質問でしたが……。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

岩本委員から御指摘のとおり、重度化した認知症の方におかれましては、なかなか発信というか、意思表示とかが難しい状態になってくるのはおっしゃるとおりでございます。

県としても、市町村と一緒に力を入れていますのが、早い時期での診断、また、診断後の支援、そういったものを初期集中支援と申し上げますが、こういったものを市町村と力を入れて取り組んでおります。

かかりつけ医に御相談いただいて、早い段

階での気づきから専門医につないでいただくような取組を強化しておりまして、こういった中で、認知症一気に進むわけではございませんので、かなり早い段階に気づければ、その進行を緩やかにすることもできますし、いろんな治療薬なども出てまいっておりますので、その早い段階に気づきながら、そして、いろんな形で寄り添った支援を行いながらというふうなことで考えております。

市町村におかれても、おっしゃるとおり、御本人の意見を聴くということというのは、これまでほとんどの市町村が取り組んできていなかったところ——もちろん、御家族への支援はどこの市町村もなさっているところですが、御本人の意見を直接お聴きするという取組は、まだ県も含めてこれからということになりますので、まずは、本人大使など、うちのほうでも認定をしていますので、そういった方、また、認知症疾患医療センターに通っていらっしゃる患者の方とか、そういった方を入りに、御本人の意見を丁寧に、職員が出向いて、いろんな形でお話をお聴きするというところからスタートしていきたいと考えております。

以上です。

○岩本浩治委員 どうぞ市町村によろしく御支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第14号及び第19号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、本定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長